

うるま市教育委員会告示第12号

うるま市立中学校における運動部活動の地域展開の推進に関する懇談会設置要綱を次のように定める。

令和8年7月9日

うるま市教育委員会教育長 嘉手苺 弘美

うるま市立中学校における運動部活動の地域展開の推進に関する懇談会設置要綱

(設置)

第1条 うるま市立の中学校（以下「中学校」という。）における運動部活動（以下「部活動」という。）において、部活動の地域展開を推進するため、うるま市立中学校の運動部活動の地域展開の推進に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の段階的な地域展開の方針に関する事項
- (2) 部活動の段階的な地域展開の実施に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開の推進に関する事項

(組織)

第3条 懇談会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 懇談会の委員は、次に掲げるもののうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保護者代表者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 知識経験者を有する者
- (4) スポーツに関する団体関係者
- (5) 部活動を通して健全育成に寄与する商工会、青年連合会等
- (6) 学校教育部長
- (7) 学校教育部学校教育課長
- (8) 経済産業部観光・スポーツ課主幹
- (9) 社会教育部生涯学習文化振興センター館長
- (10) その他特に教育長が必要と認める者

3 前項第6号から第9号までに規定する委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けたときは、教育長は補欠委員を委嘱し、又は任命することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長をおき、委員長に学校教育部長、副委員長に学校教育課長を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、委員長が招集する。

- 2 懇談会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和8年7月9日から施行する。